

月例総会議事録

1 招集日時 平成30年9月19日（水）

2 開会日時及び場所

平成30年9月19日（水） 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 平成30年9月19日（水） 午後3時17分

4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （5番）井元 均

（6番）吉本 典正 （8番）古谷 修造 （9番）光井 憲治 （10番）田村 正信

（11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介

（15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（2名）

（4番）宇多村史朗 （7番）木原 伸二

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 内田 健彦

〃 局長補佐 永田 正明

〃 農地振興係長 秋里 幸

〃 書記 富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 農地転用事業計画変更申請承認について（期間延長）

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第52号 農地利用最適化推進委員の委嘱について（別紙）

報告第62号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第63号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第64号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第65号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第66号 現況証明書の発行について

報告第67号 農地法施行規則該当転用届について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

12番 熊安 悦子委員

13番 鹿角 清美委員

午後1時45分開会

○事務局 御欠席の連絡をいただいている方以外、皆様おそろいですので、ただいまから9月の月例総会を開催いたします。

会議に入ります前に、本日は池田市長にお越しいただいております。大変お忙しい中ですが、今回の総会の冒頭、委員の皆様に対し、御挨拶をいただけることとなりました。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長 (挨拶)

○事務局 どうもありがとうございました。市長は公務のため、ここで退席されます。

〔市長退席〕

○事務局 それでは、引き続き、会に入りたいと思います。

本日の月例総会に御欠席の連絡のありました委員は、4番、宇多村委員と7番、木原委員のお二人でございます。

過半数の御出席がありますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、会長に御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

それでは、議事に入ります。

本日の議事録署名委員さんは、12番、熊安委員さんと13番、鹿角委員さんです。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第46号、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第46号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されており、所有権の移転が3件、使用収益権の設定が1件です。目的は、規模拡大が3件、経営の安定化が1件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、田村です。議案の1と2を一括して上程したいと思いますので……

○藤井会長 じゃあ、1番、2番、一括上程していただきます。お願いします。

○10番 議案の46号の1と2は、農地法第3条の規定による所有権の移転です。ヒアリングと現地確認を9月13日に行いましたので、その結果を報告します。

譲渡人の——、——は、ともに農機具等を保有していないし、今後とも農地を耕作することはないということです。また、譲受人の——に先代より耕作してもらっているということです。

以上のことにより、取得後、全ての農地を利用すること、労働力、技術、通作距離などから見ても問題がなく、別段面積も超えているため、許可要件を全て満たしております。

皆様の御審議をよろしく願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、原田でございます。

46号の3は、農地法第3条による使用収益権の設定の申請です。

——と——との間で、使用収益権の設定をするものです。

——と——への聞き取りを9月10日及び9月11日に行いましたので、報告をさせていただきます。

まず、「使用収益権の設定」という言葉、あまり聞きなれないんですが、簡単に言えば、農用地を使用することによって収益を得る権利を設定することなんですけれども、なぜこういう設定をされているかを簡単に説明させていただきます。

もとは、平成23年度の事業名で「担い手支援農地保有合理化事業」という事業がありました。

現在は、この事業が農業経営基盤強化促進法第7条の農地等売買事業として継続されているということのようです。

事業の仕組みとしては、農用地の所有者から———ですね———が土地を買い入れ、代金を———から所有者に支払う。で、農業公社が買い受け者、いわゆる認定農業者、この場合でいくと———になるんですが、———に土地代の割賦の売買契約をして、分割払いですから、その間は所有権の移転にはならないわけですね。使用収益権の設定ということになります。

今回のケースは、平成23年に10年間の分割払いの契約がされております。所有権は、土地代金が全額納入されるまでは———に留保されます。土地代金が全額納入後、改めて、農地法第3条による所有権の移転の許可申請が必要ということになっているそうです。

ということで、その所有権が移転される、いわゆる土地代金が納入されるまでの間は、売買の割賦売買契約に基づいた農地法第3条による使用収益権の設定の許可を得て、認定農業者等は使用収益を行う。これが、事業の仕組みだということのようです。

今回のこの———の場合は、平成23年の6月に不動産の割賦売買契約がされております。10年間の割賦売買ですね。したがって、終わるのが平成32年の12月ということになります。初回の支払いが平成23年12月、最終が平成32年の12月ということになっております。

平成23年の7月に、———個人名で、使用収益権の設定が既にされております。今回、この書類の議案の6ページにあるように、営農計画それから法人調書が出ておりますけれども、———個人から———ということで、経営の安定化を図るために法人化を、今年の5月にされております。この法人化に伴って、———との割賦売買契約書を、———個人名からそのまま———に引き継ぐと。こういう契約がされたということで、それに伴って今回の使用収益権の設定の許可申請が出されたということでございます。

したがって、平成23年7月の段階で、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動等の制限に関する事項については全て許可要件を満たしておりましたので、今回も、個人が法人に変わったということで、これも農業生産法人の要件を満たしているということで、全ての許可要件を満たしていると判断いたしております。

以上です。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

どうぞ。

○11番 11番、石田です。

6ページの下に、「他の農業者との役割分担」というのがあって、「特にない」と書いてあるんですけど、地区の水路掃除などには出ていらっしゃると思いますか。参考までに。

○15番 当然、ため池の管理だとか、それから水路の共同作業だとか、草刈り、農道草刈り作業、

これには——も積極的に参加してもらっています。

他の農業者との分担は特にないんですけど、地元の人を数名、パートで雇われています。そういった面では、地域には協力してもらっています。

○藤井会長 よろしいですか。

今回の土地は、——がもともと現在ハウスでトマトを作っておられるんですけども、今回、——の横の、以前、——という方がバラを作っておられた、あのハウスを、主に農協から取得されますので、とりあえずは、3反のハウスを手に入れられて規模拡大に取り組まれますので、非常に——という話が進んでおりますから、大分——にも貢献してもらえないかと思いますし、地元の農業者にも、今、石田さんが話されました、別の場所にもまたハウスが建つわけで、そちらの地区の皆さんとも仲よくやっていかれるように指導していただければと思います、よろしくお願いします。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。

議案第46号の4番について説明します。

この案件は、——の土地を——が譲り受ける農地法第3条による所有権移転の許可申請です。

場所は、資料9ページ、——にかかる——から北東へ500mのところ です。

9月13日、現地確認と聞き取りを行いました。譲渡人の——によりますと、申請地は長年、——に営農管理を任せっきりでということで、今返してもらっても体調は悪いし営農困難ということで、今回、——に譲渡の話をしたところ、もう——は今まで作っておられたので、問題なく、この話を受けてもらいました、ということでした。

それから、譲受人の——によりますと、——より、この申請地を譲り受けてほしいと話がありました。長年、この申請地を営農しておりましたし、自宅のすぐそばで、これからは先、営農していく考えだということで、現在も稲の作付をされておりました。資料10ページにありますように、耕作されている農地の5反ですかね。もと、息子さんがハウス栽培されていたところを今預けられておられるということでした。現在、息子さんのお嫁さんと同居しており、近くに

は、長男さんがおります——ということからも、——が元気なうちに、この話を受けることにした、と言われました。——は今——ですが、もらった後の農機具を持ってもらえるそうです。見たことあります。まあ、譲受人と逆の年みたいな感じです。

次に、農地法第3条第2項の各号について説明します。

第1号の全部効率利用要件については、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると思います。農機具等を確認しましたがけれども、そろえておられます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件については、該当していません。

第4号の農作業常時要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆さん方の御審議、お願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、議案第47号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の2ページ、資料の11ページからになります。

議案第47号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件、出されております。

転用目的は、農家住宅です。農地区分は、集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第47号の1は、————が、自分が所有している農地の一部を造成してから農家住宅を建てるという議案になっております。

資料については、11ページから16ページに記載してあります。

場所につきましては、————、————があるんですけど、そのすぐ隣にあります。現地調査は、9月の12日、午前9時半より農業委員会の方2名、それから第2小委員会のリーダーの吉本さん、そして私の4名で行いました。

それから、今回申請を出された————とは、9月14日の午後、現地でお話を聞いております。————によりますと、————は長い間、——で、————で勤務されていたと。このたび定年を迎えられ、生まれ育った防府が気になってしかたないということで、定年を機に、防府へ帰ってこられたということで、現在の住まいは————のアパートにお住まいとのことであります。

現在、この申請地につきましては、水稻が作付されておりました。管理も大変立派にやっておられるということで、うちの田んぼは——ですけど、立派な管理で、どうやっていかれるのかと思って大変気になったんですけどね、立派な人だなと思って、つくづく感心しております。

そこで、————に「よく管理しておられますね」と話したら、まあ農業というか、こういうふうな自然のものを作るのが大好きで、ほぼ毎日、この地に出向いて、農作業は半日以上していると。それで立派な圃場なんだなと思って、感心した次第です。この地に農家住宅を建てれば、さらに農作業に専念できるのではないかということで、このことを決められたということです。

それで、この土地ですね、若干の地上げをしたりして農家住宅を建てるということで、面積は減るんですけども、残った所には今までどおり水稻を作付される計画を立てておられるようです。

ちょっと水稻のことで気になったんですけども、ここのところの用水、「水稻をやるには、どうしても水が要りますね」という話をしたんですよ。先般より、この周りを農地パトロールでずっと周っていますが、池みたいなものが全くないんですよ。どこから水を引いているんだろうかと思って気になったんですけど、用水については、雨水か、もしくはその田んぼの隣に井戸が掘ってあって、ポンプを使って井戸水を使っているんですという話をしておられました。

あとは、この上にも————の畑があって、ちょっと、そのところは「あまり管理が行き届いていないですね」とお話ししたんですけど、その上のほうも、時間ができたから、今度は畑として利用して家庭菜園とかいろんなものを作って挑戦したいと、そういう意気込みがあるような話をしておられました。

それから、あとは16ページの被害防除計画書の中で、汚水の排水計画が載っているんですけども、汚水の処理は合併浄化槽を付けられるということで、放流につきましては、道路の側溝しか行くところがないということで、道路横の側溝を利用するということです。水利組合については、別に説明の必要はないんじゃないかと考えております。また、ここには水利組合というものもない

ようなことを言っておられます。

以上で報告を終わりますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見がある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この13ページの図に、申請地の横に———の宅地があるんですけど、ここには家が建っているんですか。

○9番 あれは機械が入っている倉庫なんです。

○藤井会長 ああ、そうですか。

○9番 だから、植えるのは自分でやられて、あと刈り取り、乾燥、調製は公社にお願いしているようです。

○藤井会長 わかりました。

じゃ、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、47号については可決承認します。

続きまして、議案第48号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の3ページ、資料の17ページからになります。

議案第48号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が6件、提出されております。転用目的は、太陽光発電設備3件、建売住宅1件、資材置場1件、自己用住宅1件です。

受付番号1、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積43.5haの農地で、施行規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号3、資材置場です。農地区分は、集団農地面積1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号4、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積38haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号5、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号6、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さんお願いします。

○11番 参考資料17ページと議案書の3ページをご覧ください。

———にお住まいの———が、———に田んぼを売却され、10棟ほど建売住宅を建設しようという計画でございます。場所につきましては、———の前の———から少し南、———のほう側に行ったところでございます。

9月の12日に現地調査を行いました。現地は、17ページの、色で囲んでありますが、3つ畑があり、右下のところだけ、今のところ、稲が植えてあります。北側のところが、自己保全管理で耕している状態ということになります。

せっかく作ってくださっているのに、どうされたのかと思って、御本人さんに確認したところ、もう今———でもあり、子供さんも県外にいらっしゃって帰られる予定がないということで、今まで一生懸命頑張ってきたが、もう足腰がきつくて、体力的にもたないので、大変心苦しいが、このたびお話をいただいたので売却することにした、とのことでした。

地元委員としては、この辺一帯がどんどん家が変わっていくのは寂しい限りなんですけど、致し方ないかなと思っているところでございます。

皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17番の三輪でございます。

議案第48号の2について御説明いたします。

去る9月12日に、隣の内田委員さんと事務局2人とで現地を見に行きました。該当の———の———の田、これが———と、もう一つは———の———の———

一の田と、2つ合わせて、太陽光発電として————へ所有権を移転するという案件でございます。

資料は23ページ、場所が23ページですけども、————のグラウンドの南に隣接する水田、2枚の田で、合わせて————になります。————、————の両家は、本家と新家という関係でございますけども、どちらも御主人を亡くされておまして、ここ数年は、田は作っておらず、管理だけしているということでした。田の管理は、農業公社に委託しているということです。

両家は高齢で農機具もなく、休耕しておりましたけど、何で知られたかということを知りましたら、広告で、業者の————というのを見つけまして、太陽光発電をすることを依頼したということでした。

ちなみに、————をインターネットで調べましたところ、太陽光発電のシステム販売・取り付け工事、資本金が1億円、創業が平成9年だということだけ、わかりました。

この田んぼの全部周りをフェンスで囲まして、盛り土を10cmと、その上にまた防草シートで施工するというところでございます。南方には、杉を境にして近くに2、3軒の民家がありますが、これら家につきましては、後トラブルがないように、あらかじめ、十分に、工事、事業をやっていくことを了解しておいてもらうようにと、業者さんには私から伝えておきます。

水のほうです。————からですけども、三面張りのコンクリート張りできておまして、特に問題等はないかと思います。

以上ですけども、皆様方の御審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○15番 いいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○15番 15番、原田です。

ここ、農地区分は2種なんですか、3種なんですか。

○17番 3種ですね。（「2種」と呼ぶ者あり）

○15番 23ページに「2種」と書いてあるんですが。（発言する者あり）

○事務局 申し訳ありません、こちらは第3種農地に当たりますので、資料が誤っておりました。申し訳ありませんでした。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

どうぞ。

○11番 周りの田んぼは作られているんですか。

○17番 そうですね、道を隔てて民家が、十数mのところ、3軒か4軒、あります。南向きで光の関係とかあるかと思うので、業者さんには、ぜひその点だけは注意してくれと申しておきましたけど、田んぼは植えてありました。

○藤井会長 よろしいですか。

○16番 私も立ち会いしましたが、この道は私もよく通るんですけど、25ページの——さん、「田」とありますが、ここも長年作っておられません。ただ、管理はされています。タマネギ植えたり。で、右側に——さんというのがありますが、これは、稲が植え付けてあります。その隣の——というのも、この——ですが、これが、稲が植え付けてあります。

ただ、進入路です。進入路は、緑で囲んであるところの左下から入るんですね、工事車両は。この——の——の進入路は、この反対側に道があるんですが、そこから2カ所、入るところがあります。だから、迷惑がかかることはないですね。

この2枚については、もう何十年と植え付けがされているのを見たことないですね。ずっと放棄地です。

私も個人で、夜、ときたま、——という電話が入りますね。「おたく、農地あいていますか」。あの会社ですよ。あつせんしてもらったら10万上乗せで買いますという、あの会社です。ああいうのが一般市民に入ると、やっぱり手を挙げて「うちの、やってくれ」というのが出ると思いますよ、今回と同じように。ここなんか3種農地ですからね、非常に条件の良い所なんですよ。家作られても何しても。

でも、やっぱり所有者が手を挙げて「買ってくれ」と言われると、どうしようもないですね。うちは、もうたかが知れていると思います。1反60万円じゃないですか。それで上乗せ10万円で、70万円か。

○藤井会長 ———の横の山の奥の、草ぼうぼうの、もう荒れ放題の耕作放棄地のたまりになったところがあるんですけど、そこにも太陽光が来たら、こんな所でも1反70万円で買うと言うんですよ。だから、農家に売るよりは、はるかに条件がいいですからね。

○16番 だから、かなり、これ出ると思いますよ。——。手を挙げる人がね、「うちも買ってくれ」というの。

○17番 もう、かかってきているところ、ありますけどね。

○16番 条件が書いてあるんです、電信柱のすぐ近くの広告に。全部買い受けるということじゃないけど、そういう条件が書いてあります。

○11番 うちの近くでも、この前、その電話がかかってきて話があったという相談受けたんですよ。

ただ、隣で一生懸命、田んぼを作る人がいるんですよ。一応その人に聞いてみてくれと言って、本人が「聞けない」と言われるから、代わりに聞いたら、バカ言ったらだめだ、稲が日焼けしたみ

たいになるんだと言われて、そんなこともあるのかなとか思いながら、でも、地元の隣の人がいやと言うものは無理やりやるべきじゃないだろうと僕は思いますよと。個人財産とはいえ、やっぱり、そこは周りの了解とった上で本来やるべきじゃないかと僕は思うから、説得して、やるんだったら、そうしてくださいと言ったんですけどね。

結構、今、——のほうとかで話を聞くと、そうやって周辺とうまく折り合いがつかないで、トラブルが全国でも結構あるみたいで、やっぱり、あんまりひどい場合は、経済産業省も、許可取消というのも含めて、やる姿勢は見せているみたいです。やっぱり、地元とうまいぐあいに折り合いをつけてやってくださいという方針は持っているみたいなんで。

○藤井会長 行政なら、こういう情報をどんどん吸い上げておかないと。

ほかに何かございませんか。

○1番 これ東北の法人なんですけど、施設の管理————は作るだけなんですか。後の管理、どうするんですか。

○17番 これ業者さんで申請じゃなくて個人の申請になっているから、聞きましたけど、それもできるということで、まあ、それまで行っていないけど、できたものを——ないかね。

○1番 防草シートを敷いて、砂利を置けば5年くらいはもつけど。その先は、やりっ放しというパターンになる。そうなったとき、農地じゃないので、何も言えないようだったし。それが、ちょっと——私もいっぱい、この前から説明しているけど、怖いなどは思います。

○17番 私も、裏に太陽光発電があって、これは業者さんの名前で上がっているから業者さんが管理、事業皆されるんだと思って、見たら、これ個人の名前で申請が上がっていますから、その辺はどうか。それはまあ、自由にできるということだけは確認しているんですけどね。やっぱり、問題があってはいけないと思うんですけど。

○藤井会長 私もそれが気になってから、この前1件だけ確認したんですけども、こういうケースは、業者に聞くと、「それは個人でやってもらわないといけない。業者は関係ありません。ただ、個人のほうから、そういう管理の依頼があれば、契約して受け付ける」というような返答があったんですよ。どうなのかなと思いますね。

○17番 何ら関係ない人ですからね。会社のほうから、こういうことで、個人にしたらどうかとか話があったんでしょうかね。その辺はちょっと……。

○1番 私が関係したところは何か、そういう専門の方がいた。管理をやっている人が。

○藤井会長 前から言っておりますように、そこがあくまでもお願いすることしかできませんけれども、一応、こういうときに、管理はどうされるのか、その意向ぐらひは確認してもらえないですかね。どういうふうに管理される予定なのか、くらいは。

○17番 —————という人が担当で出られたんですけど、トラブル起こるか

もしれないし、近くに民家があるから気をつけてやってください、後でトラブルがあっても困るから、あらかじめ、事業をやることだけは近所の人に話しておいてくださいよと、十分言っておりましたけど。

○藤井会長 今の件で、ほかに何か御意見がある方。——よろしいですか。じゃあ、先ほど言ったように、一応そういった、管理の状況はどなたかかぐらひは確認していただければと思います。ということで、よろしくお願いします。

御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第48号の3は、——の農地を——が資材置場として転用をしたという案件になります。

現地調査を9月11日に行いましたので、御報告します。

資料31ページをご覧ください。

この土地ですけれども、先月もあった案件の隣です。先月あった案件というのが、——の農地で、こちらの農地をアパートにするという案件でした。今月は、この北側の農地ですね、これを資材置場にするという件になります。

——。この農地の下の——があります。——の宅地の中に、これ——ですね。こちらが——があって、その北側を資材置場にしたいという案件です。

先月も申しましたが、もうずっと荒れている土地で、何年も耕作されておられません。11日に見たときはもう、一部、草が刈ってあって、きれいになっておりました。周りも、——の農地も、今年作付されてないということで、もう周りが宅地で、あと、ここが草ぼうぼうで荒れていたという土地になります。

間に、この地図で「道」ってあるんですけども、現地に調査行ったら、道というか1mぐらいのあぜがあって、U字溝がそこを走っているぐらいで、ほとんどまあ、道のような道じゃないようなという……、まあ一応、公的には「道」ということになっているみたいです。ですので、工事後、ちょっと日がたってから、ちゃんが残っているかは見たいと思っております。

こちらも、もう何年も荒れていたということで、それがなくなってから、会社もきちっとやってくれそうな、新しい、きれいな会社でしたので、地元委員としては、荒地が減っていいかなと思

っております。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

3番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第48号の4は、———の農地に、現在同居中の———が自己用住宅を建てたいとする所有権移転の申請でございます。

9月12日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名で現地確認をいたしました。なお、現地確認をしている途中に、———のお父さんが出てこられましたので、ヒアリングをいたしております。また、———、この方は現在、———に入っておられるということで、ヒアリングをしておりません。なお、今日差し替えがございましたが、差し替えする前の、いわゆる譲受人の方には、この17日に電話にてヒアリングをいたしております。この経過について、御報告したいと思っております。

この当該農地の場所は、この図面では36ページのほうがわかりやすいと思うんですが、ちょうど———のことが書いてありませんが、———と書いてある、ずっと上のほうへ上がりますと、道路と太い線が———なんです。それから200mくらい下がったところにあります。

農地の現況については、既に土盛り等がされていた状態でございます。———のお父さんとヒアリングをした際に、いつからこの状態にされたのかお聞きしましたが、「よくわからない」ということでありましたので、これでは始末書を出してもらわないと困るということもお願いした結果、御了承いただいております。

当該農地は1種農地のため、本来は、農地転用は難しいということでございますが、先ほど事務局より説明がありましたように、施行規則第33条第4号の集落接続に該当するために、特に問題ないと考えております。

なお、事業計画の中で、申請地を選定した理由として、実家に隣接した場所、家のすぐ前なので、37ページの———というのが実家です。その前に———、これが今回の申請地でございます。親御さんにとっても、いろいろお話ししたんですが、近くに住んでくれるので大変いいということで、喜んでおられたということでございます。

なお、資金計画については、申請者の御主人———が某銀行から融資を受ける書類を提出

されておりますが、これについて事務局より、若干問題があるとの指摘を受け、この対応等について検討いたしました結果、今回の、いわゆる——「外1名」、差し替えの分ですね、そのように変更させていただいたということでございます。

なお、40ページの被害防除計画書については、汚水の排水計画では、し尿や生活雑排水と、ともに合併浄化槽ですが、既に地元の水利会の承諾は受けておられます。この申請地は、第1種農地でございますが、今先ほど言いましたように、集落接続の適用がされたために、当面は第2種農地の審査基準を適用させていただきたいと思います。

まず、立地基準では、周辺の田の農地では、事業目的が達成することができない場合はよいという規定がございます。

また、一般基準では、確実に転用するかどうかについてでございますが、実家の祖父、それと母親のこの土地、これを協議された結果、この土地が譲渡されております。また、某銀行からの融資証明書、そういったものがあります。

次に、周辺の営農状況に悪影響を与えないかどうかについては、被害防除計画書の「周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための措置」の欄の2に記載のとおりです。これを見ますと、特に支障はないものと考えます。

なお、排水関係については、先ほど報告したとおりでございます。

したがって、これらの審査基準はいずれもクリアしていると地元委員としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。

「資金計画に難がある」というのはどういったケースで。

○事務局 では、説明させていただきます。

譲受人がこの——で、今回、——土地と家を建てられるんですけど、最初は、——お一人が譲受人でした。資金計画の資金の住宅ローンを受けるのが——、という書類を提出されました。

県に確認をしたところ、譲受人は事業を全て達成しなければいけない。土地と家を含めて、その資金力を見るためであるので、その譲受人は——の共有でなければいけない。これが明文化されたものはないそうなんです、これを許してしまうと、例えば、法人A・B、法人Aが土地だけ押さえてBが資金を出すといった場合に、そういった場合は当然、許可を出さないわけであるので、そういった拡大解釈を防ぐためにも、譲受人が事業を達成するものであると。そういった、県の統一のルールであるというようなことを御教授いただき、今回の共有——単有から共有という形になり

ました。

以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員からの説明をお願いします。

○9番 9番、光井です。

議案第48号の5について御報告をいたします。

資料は41ページから46ページに記載してありますから、見てください。

本議案は、——が所有されている農地を、——が取得して太陽光発電の事業として使用するという議案であります。場所は、先ほど議案の47の1で説明した——です、——の農地のすぐ隣、——のほうにあります。

現地確認は、先ほどと同じく9月12日に、先ほど言ったとおり4名で行いました。それから、地主の——とは9月13日の午後にお会いして、お宅でお話を聞いております。

——によりますと、御主人が元気な間は農地として利用していたんですが、御主人は相当前に亡くなられて、長い間作物等は植えていないと。保全管理ということで、近所に迷惑かけてはいけなと、自分で頑張って草刈り等はやってこられたようです。しかし、この草刈りも年をとると本当に苦になって嫌になるということも言っておられましたし、また、お子さんも娘さんばかりで、農業は全く目を向けてくれないと。今回この話があったということで、この土地を売却して処分すると決められたようであります。

また、購入される——は——、これについては9月14日、午後、現地でお話を聞きました。——によりますと、——については、防府地区だけでも70カ所ぐらい発電事業を行っているようなことを言っておられましたね。

ちなみに、ちょっと下側に——があるんですけど、そのところも盛んに今、造成を——私が、だから、農業委員になる前に議案が出たんでしょうね。2カ所ぐらい大きく造成して、もう着工に入る前ぐらいかなというところもありますから、相当あるということで、「発電事業というのは、そんなに儲かるんですか。いい商売ですね。」という話をしたんですけど、笑ってごまかして終わってしまったんですけど、やっぱり儲かるのかなと思って。

事業を相当手広くやっておられるけど、管理はやっておられますかとお話ししたんですけど、私、てんでこ舞いで、最低でも月に1回、各事業所を必ず回って、近隣の方に迷惑が絶対にかからないような体制をとっているから安心して下さいと言われましたから、間違いはないだろうと思います。

この土地をまた取得されても、ほかの事業所と同様に、管理には十分気をつけるから大丈夫というようなことも言っておられました。

また、工事を始める前には近所への挨拶も必ずします、それから、何か要望があれば、必ず取り入れて、皆さんに迷惑のかからないように、近所の人と、この事業を通して和気あいあいとやっていきたいということも言っておられましたから、特に問題が起こるような会社ではないと考えております。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議よろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。——ございませんか。

今、太陽光の、儲かるか、儲からないかという話があって、今朝の新聞で、今、買取価格が18円ですかね、キロ。それが、3年か5年をめどに8円に下がるということなので、今後どうなるのかなというのがあるんです。

○8番 来年が何か15円でしょう。

○藤井会長 何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員の説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第48号の6は、——の土地を——が太陽光発電のために貸し受けるという案件になります。

現地確認を11日に事務局と小委員長と行いましたので、報告します。

現地在、ここから行って、——に行く途中に——があるんですけれども、そこの北側の農地になります。農地とは言ったんですけれども、現地確認したら、もう農地らしくなかったの、これはどういうことかなと思って。被害防除計画にも「造成なし」ということなので、どういうことかなと思っていて、行ったら、まあ、地目が畑ということで、一応、

果樹が点々と植えてある。そういった、準備万端な農地でした。四方がもう宅地に囲まれておりまして、ここだけ1角残っていたという、とりあえずの農地になります。

後日、—————にお話を伺いました。こちらのほうも、—————自体、今、—————に当たるということで一緒に同居されております。—————と—————って、同居されているということになります。———に住んでおりますので、管理も間違いなくやっていくという約束を受けました。

私も、実家が近いので、今後も見守っていききたいなという農地です。ですので、周りも見ても、問題ないかなと。ただ、既に盛り土がしてあって準備万端であったことに関してはいかななものかと思ったんですけれども、まあ、それは、さておきという。

今回これ田だったら、ちょっと一言、二言、言おうかと思ったんですけれども、畑ということだったので、そこは言わずに、後々の管理だけはきっちり——同じ——の人間として、きっちりしていきたいと思いますという話はしました。

以上です。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○11番 今回のように、地元いらっしゃる方がやられるのであれば、まだ安心できるんですけど、本当に、よその人が、先ほどもよその会社がやられて、将来どうなるんだろうかと。

もう自分たちが管理できないから、例えば、うちの従業員もその管理頼まれて、やっているんですけど、委託を受けて。そういう、外でやってくれる人がいなくなったら、どうするんだろうかと、今までのように会社に何かあったら本当にどうなるんだろうかと不安で、農地が個人所有である限りはしょうがないのかなと。

本当、江戸時代より殿様の持ち物で、できなくなったら返さないといけないものなら、いいんでしょうけど、まあ本来それが本当なのかもしれないですけどね。食料生産のことを考えれば。まあ、法律がそうなっている限りはしょうがないかなと思うんですけど。

後々また、この意見書でもそういうことがあるもので、今回の件は、近くにおられるということで安心できるかなと思った次第です。ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○16番 16番、内田です。

事業の概要が49kWとあるんですが、これは一部分ですよね。—————です。—————で49kWはちょっと無理じゃないのと思うんですが、これは全体を皆いずれ太陽光にするんじゃないかと。そういう意向はあるんじゃないですかね。

○藤井会長 常識的には、このパネルの設置枚数も何も記載されていないけど、どんなことになっているのか。

○16番 うん。まず、———じゃ49kWは無理だろうと思います。

○事務局 では、説明させていただきます。

今回お配りした最初の申請を受けたときは、このパネルの枚数も書いていない状況でしたので、現在はパネルが——ちゃんと図示されたものの再提出を指摘しまして、提出をいただきました。パネル枚数は188枚です。（「それで49kWは確保できるの」と呼ぶ者あり）はい。49.82kWの最大発電量ということです。

○16番 パネルが何枚。（「188です」と呼ぶ者あり）188。

それは、この前の宣伝等見ると、太陽光パネル300枚ぐらいでいいって。非常に発電能力のいいパネルということですかね。前の案件なら、300枚ぐらいで……、300枚じゃないか。あのぐらいでも可能なんですか。できるんですかね。

○藤井会長 これ見て、——で49kWできるのに、今まで出てくるのはずっと——ぐらいで、ようやく49kWできるのに、えらく無駄遣いのような気がするけれど。

○16番 普通、——ぐらいで49kW、やっとなるぐらいね。それは——ぐらいでできるかね。

○8番 だから、1枚当たりの発電量がどのぐらい設置しているかという。

○16番 違うんでしょうね。大変能力のいいパネルなんでしょうね。

○8番 前の案件だったら、1枚当たり発電量が290Wで、300枚、それで計算したら。

○16番 そのぐらいでできるんだろうね。

○1番 290掛ける188で54kWになる。

○藤井会長 1枚から能力がいろいろ違うのがあるんでしょうね。

まあ、「できるんでしょう」としか言えませんが。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、議案第49号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第49号農地転用事業計画変更申請承認について御説明させていただきます。

議案書5ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第49号につきましては、農地転用事業計画変更承認申請が3件、提出されております。

番号1番から3番につきましては、山陽新幹線高架橋補修工事ヤードとして、過去に一時転用の許

可を受けたものですが、着工後に補修箇所の増加が判明したことに伴い、工事期間が延長になったため、期間延長の申請をするものです。

転用目的についての変更はありません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 地元委員さん、何かございますか。

○15番 15番、原田です。

つい先日、この——の現場の責任者が私のところへ来て、1年間の延長をするという話をされました。「当初1年で終わる予定で突っこんだんじゃないの」と言ったら、「予想以上に補修箇所が増えた」という話をしていました。

実態は、月のうち半分ぐらいですかね、作業をやっているのは。最近はほとんど作業やっていないんですね。だから、続けてやれば多分1年で終わるのを結構だらだらやっているような感じもするんですけども。

これ、——の高架橋、かなり長いので、当初は早く終わると想定していたらしいんですけども、実際、剥離粉、何かがたがたやって剥離して、何かやっていたけども、やっているうちにどんどん補修箇所が増えてきたというような話をしていました。

もともと、この農用地は、実際は田ですけども、現実には畑として使われていた場所ですので、地域の自治会長にも延長の説明はしたと聞いていますので、特に問題はないと思います。

○藤井会長 説明が終わりました。

何か御意見がございませんか。どうぞ。

○6番 私も新幹線の保守の仕事をしておりまして、この新幹線は、昭和50年に開業したんですが、46年ぐらいから建設したんですね。時に、ちょうどオイルショックのときですね、工事があったんですが、小郡から下のほう、ABCという工区がありまして、上のほうはいいんですが、下に行くほどコンクリートが、セメントが足らなくなって、非常に悪いというか、言いづらくなったんです。

これはまあ仕方ないんですが、そういうインフラがもっともっと増えると思うんです。高架もトンネルもね。今言われたように、もう作業員の手が足りないというのも実態ですよ、仕事が多量に増えて。作業してみたら、剥離するし、そういうやらないといけないのがあると。

まあ、かなり……、JR西日本さん、当初、耐震の基準を満たしていないから、今、耐震補強をやっています。それと、保守ですね。剥離するやつですね。それぞれ恐らく長くなると思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第49号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第49号、可決承認いたします。

続きまして、議案第50号、第51号一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第50号につきましては、平成30年9月26日公告予定の利用権設定の申請が3件、提出されております。

農地の集積面積は9,976.71m²でございます。

内容としまして、3件中、使用貸借の設定が2件、賃貸借権の設定が1件。新規2件、再設定1件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第51号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

議案書7ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第51号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件になります。

内容としまして、議案第50号の番号1から3番までについて公社から貸付を行うものになります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

地元委員さんに特に説明を求めるものではありませんけれども、議案第51号の3番についてだけちょっと、地元委員さん、話すことがあれば説明してください。

○11番 —————という———の方の田んぼを———が借りてくれるんですけど、以前から何回か提案で出ていたところもあるんです、もともと———から、こっちの———に移り住んでいらっしやったんですけど、それが自然薯をやってみたいということで、———で何枚か紹介して、家も紹介して、住んでもらって、またこのたび農地を広げるというものなんです。

なかなか作物はうまくできていないみたいですけど、人がいいので、地元との関係が良くて、自治会活動とかもよく出てきてくれて、地元で評判がいいので、紹介したほうとしては「よかった

な」 と思っているところです。

このたび、これ今見て気づいたんですが——ということで、この人まだ青年就農給付金、もらっていないんですね。申請が面倒くさいからと、していないんですね。急かしたんですけど、これも大急ぎでやらないと——まででしたかね、確か。これはまずいかと、今見ながら思った次第です。いざやってみると収益的には厳しいなというのが実感みたいで、まあ何とか早く取らせたいと思います。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

今説明がありましたように、——さん、新規就農で、もともと——にお住まいで古米の集荷なんかをされていた方ですので、皆さん御存じの方もおられるのではないかなと思います。

自然薯をやられるということで、先般も——の農業委員さんを中心にちょっと集まっていたいて農地のあっせんをお願いしたんですけれども、彼以外にも新規就農で自然薯をやってみたという若い人が増えてきているのは、今回も出てきておりますので、彼らにぜひ成長してもらいたいですし、今後——まあ自然薯をやるということで、結構、連作がきかないということもあって、かなりの面積が必要となりますので、またこういう新規就農の依頼があったときには、ぜひ皆様方にも農地のあっせんの御協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございませんか。

○11番 彼も、この前まで多分、僕も確かめていないのでわからないんですけど、多分、農家住宅を借りていたんですね。今までは、農家住宅というのは、防府市の解釈では、農業をやる人が、そこに家が必要だから建てる、農業をちゃんとやっている人が建てるというもので、それを、もう空き家になったから人に貸すというのは農業をやる人でもだめ、という解釈だったんですよ、今まで。

8月の中旬ぐらいに、都市計画課に頼んで、何とかそれを、実際はそういうところに移り住んだ、この人のような若い人が周りも含めて全部管理してあげているような状態になっているので、建てた目的はこういう人たち達成できるはずなので、ということで、その解釈を考え直してくれないかと頼んで、9月1日から、農業をやる人であれば借りられるようになりましたので、またお近くで何かそういう事例があれば、使っていただければと思います。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第50号、議案第51号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第50号・第51号、可決承認いたします。

続きまして、最初の予定ではなかったんですけども、議案第52号を上程したいと思います。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 今日、机に配付しておりました議案第52号でございます。

農地利用最適化推進委員の委嘱についてということで、先般、江泊地区担当の中川推進委員が辞任されまして、欠員になっておりました。先月の下旬から公募をした結果、1名の方の推薦がございましたので、議案として上げているところでございます。

プロフィールにつきましては、次のページに載せております。こちらは今ホームページにも公表しているところでございます。

1名ですので、この方に委嘱することで同意をいただければということで、御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 今、事務局から説明がありましたが、石川委員さんに御推薦いただいたんですけども、石川さん、何かございましたら。

○1番 1番、石川です。

今説明がありましたように、中川委員さんが辞任されたということで、できれば江泊地区から探したいので、いろいろ当たりまして。

この方でしたら、県庁の農業系で、技術屋さんではないんですが、仕事をずっとされていまして、農業にも明るいですし、現在、農業をされています。ほとんど毎日、地元の直売所へ出荷されていますので、適任ではないかと思って推薦いたしました。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

農業委員会としては、ぜひ、この方に委嘱したいと思っておりますけれども、何か御意見がある方、おられましたらお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。

御同意いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、正式に、鍵谷伸さんに推進委員をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議案審議は以上で終わります。

報告事項が62番から67番までございます。目を通していただいて、何かありましたらお願い

します。——ございませんか。

では、私から1つ。

場所だけでも皆さんに御確認していただくことがございまして、議案第63号の1、——
——がまた防府に店舗を構えるということです。この場所は、——の南あたりになる予定
です。

それと、私から一点お聞きしたいんですけれども、議案第64号の1番・2番、合意解約の通知
ですけれども、これ、地元委員さん、今後どうされる予定かご存じでしたら教えていただきたいと
思います。ご存じないでしょうか。

○10番 ちょっと確認はしていないんです。

○藤井会長 一応、気に留めていてください。このあとがまたどうなるのか心配ですので。（「は
い」と呼ぶ者あり）

ほかに何かございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上、議案審議は閉じたいと思います。

午後3時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 9月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員